

日本臨床動作学会 倫理規程

制 定：2017年10月22日

最近改正：2021年10月01日

日本臨床動作学会は、臨床動作法に関わる研究とその臨床的適用の可能性と適切性を追求し、国民の福祉に寄与しようとするものである。本学会の会員は、これらの目的を達成するべく、次の項を遵守しなければならない。

- 1 本学会の会員は、臨床動作法に関わる研究および臨床的適用にあたって、研究協力者やクライアントの人権を守り、その福祉に反しないよう、最大の努力をしなければならない。
- 2 本学会の会員は、臨床動作法に係る研究及び臨床的適用にあたって、研究協力者やクライアントの安全確保に努めるとともに研究または臨床的適用の目的及び方法について丁寧に説明し、同意を得なければならない。
- 3 本学会の会員は、臨床動作法の研究または臨床的適用において得た個人的情報を守秘する義務があるものとする。また、その研究または臨床的適用において得られた個人的情報の公表は、その研究対象者またはクライアントの同意を得なければならない。尚、その公表は専門家による学術的検討のためのみに限定される。その際、プライバシーを侵害することのないよう、適切かつ最大の配慮がなされなければならない。
- 4 本学会の会員は、臨床動作法に係る学術大会や研究会及び研修会に参加することなどにより、絶えず臨床動作法に関する最新の知識と専門的情報を獲得し、専門性の向上に努めるものとする。
- 5 本学会の会員は、教育・研究および臨床的業務のため以外の目的に臨床動作法を利用してはならない。
- 6 本学会の資格認定に関わる研修機会を主催する者は、当該研修会の講師予定者の一覧を資格認定委員会に届け出て承認を得る。また、本学会の資格認定に直接関わらない研修機会・講習会については、これに関係する本学会員が、学会に届け出ること。なお、上記研修機会・講習会については、YouTube等のウェブサイトへの動画の掲載を含むものとする。
- 7 本学会員が本倫理規程に違反または抵触するような場合には、本学会倫理委員会が別に定める「倫理委員会内規」に基づき対応するものとする。

8 本規程の改定は、理事会の承認を経て行なう。

本倫理規程は、2017年10月22日より施行する。

本倫理規程は、2019年9月14日より施行する（一部改正）。

本倫理規程は、2021年10月1日より施行する（一部改正）。